

令和2年度

特定非営利活動法人種子島スポーツクラブ総会

1. 理事長挨拶

2. 議長選出

3. 議題

- ① 令和元年度事業報告
- ② 令和元年度決算報告
- ③ 監査報告
- ④ 令和2年度活動計画（案）
- ⑤ 令和2年度予算書（案）
- ⑧ その他

令和2年 月 日

事業実績報告

スポーツ教室の開催

令和2年3月31日現在

① 赤尾木剣道スポーツ少年団	15名
② 現和剣友会スポーツ少年団	11名
③ テニス教室（高校生以上一般）	11名
④ キッズサッカー教室	59名
⑤ バスケット教室	30名
⑥ 卓球教室	09名
⑦ 下西サッカースポーツ少年団	21名
⑧ 種中サッカー	20名
合計	176名

日時	行事
5月17日	NPO法人種子島スポーツクラブ総会
5月27日	鹿児島県コミュニティスポーツクラブネットワーク協議会
2月7日	鹿児島県コミュニティスポーツクラブネットワーク協議会

令和元年度全体決算書

【収入】

項目	合計	対象外	予算	執行率
事業収入	353,950	353,950	420,000	84.3%
年会費	209,500	209,500	240,000	87.3%
月会費	0	0		0.0%
保険料	144,450	144,450	180,000	80.3%
その他の収入	293,274	293,274	293,273	100.0%
繰越金	193,273	193,273	193,273	100.0%
市助成金	100,000	100,000	100,000	100.0%
預金利息	1	1	0	0.0%
合計	647,224	647,224	713,273	90.7%

【支出】

項目	合計	対象外	予算	執行率
会議費	64,250	64,250	30,000	214.2%
旅費	24,900	24,900	56,000	44.5%
交通費	19,200	19,200	34,000	56.5%
航空運賃	0	0	0	
宿泊費	5,700	5,700	22,000	25.9%
借料および損料	157,580	157,580	200,000	78.8%
スポーツ用具費	8,424	8,424	50,000	
印刷製本費	18,320	18,320	25,000	73.3%
租税公課	0	0	10,000	0.0%
通信費	0	0	1,000	0.0%
雑費	19,698	19,698	20,000	98.5%
協議会費	5,000	5,000	5,000	100.0%
保険料支払	169,517	169,517	220,000	77.1%
事務所借料	60,000	60,000	60,000	100.0%
予備費	16,610	16,610	36,273	45.8%
合計	544,299	544,299	713,273	76.3%

			予算
総収入	647,224	総収入	713,273
総経費	544,299	総経費	713,273
残高	102,925	残高	0

繰越額 647,224 - 544,299 = 102,925

令和元年度決算監査報告書

1. 監査の実施概要

私たちは、令和2年5月12日午後5時半より、特定非営利活動法人種子島スポーツクラブ事務所において特定非営利活動法人種子島スポーツクラブの令和元年度（監査対象期間 令和元年4月1日～令和2年3月31日）の会計と執行状況について監査を行いました。なお監査立会者は、クラブマネージャー 幸 久稔 の1名でした。

2. 監査意見

監査の結果、私たちの意見は次の通りです。

会計については、帳簿、その他の証拠書類について監査した結果、収支決算書及び預金明細書は違算なく、令和元年度の収支と財産状態を適正に表示していると認めます。

令和2年5月12日

監事 池山みどり ㊟

監事 長山 隆 ㊟

事業計画（案）

スポーツ教室の開催

- ① 赤尾木剣道スポーツ少年団
- ② 現和剣友会スポーツ少年団
- ③ テニス教室（高校生以上一般）
- ④ キッズサッカー教室
- ⑤ バスケット教室
- ⑥ 卓球教室
- ⑦ 下西サッカースポーツ少年団
- ⑧ 種子島中学校サッカー

令和2年度予算書（案）

項目	令和2年度予算	令和元年度予算	増減
助成金	0	0	0
事業収入	350,000	420,000	▲ 70,000
年会費	200,000	240,000	▲ 40,000
月会費			0
保険料	150,000	180,000	▲ 30,000
その他の収入	202,925	293,273	▲ 90,348
繰越金	102,925	193,273	▲ 90,348
市助成金	100,000	100,000	0
預金利息	0	0	0
その他			
合計	552,925	713,273	▲ 160,348

【支出】

項目	令和2年度予算	令和元年度予算	増減
会議費	30,000	30,000	0
旅費	56,000	56,000	0
交通費	34,000	34,000	0
航空運賃	0	0	0
宿泊費	22,000	22,000	0
借料および損料	160,000	200,000	▲ 40,000
スポーツ用具費	20,000	50,000	▲ 30,000
印刷製本費	15,000	25,000	▲ 10,000
租税公課	10,000	10,000	0
通信費	1,000	1,000	0
雑費	20,000	20,000	0
協議会費	5,000	5,000	0
保険料支払	170,000	220,000	▲ 50,000
事務所借料	60,000	60,000	0
予備費	5,925	36,273	▲ 30,348
合計	552,925	713,273	▲ 160,348

役員

特定非営利活動法人種子島スポーツクラブ

役職名		令和2年度・令和3年度
理事長		高山 千史
副理事長		榎本 孝
副理事長		坂口 和朗
理事		伊藤 満
理事	クラブマネージャー	幸 久稔
監事	サブクラブマネージャー	長山 隆
監事		池山みどり

特定非営利活動法人種子島スポーツクラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人種子島スポーツクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県西之表市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、西之表市及び近隣の地域住民に対して、健康・スポーツに関する事業を行い、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現と、地域住民が主体となり、健康で豊かな生活を送ることのできる地域づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)特定非営利活動に係る事業
 - 1) 各種スポーツプログラムの運営事業
 - 2) 文化・スポーツを基本とした健康増進に関する事業
 - 3) スポーツイベント運営事業
 - 4) スポーツ及び公共施設管理に関する事業
 - 5) 指導者及びスポーツボランティアの育成に関する研修事業
 - 6) スポーツ指導者の派遣事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 一般会員(19歳～64歳) この法人の目的に賛同し、運営に参画するために入会した個人
- (2) シニア会員(65歳以上) この法人の事業に参加するために入会した65歳以上の個人

- (3) ユース会員（高校生） この法人の事業に参加するために入会した高校生の個人
- (4) ジュニア会員（中学生） この法人の事業に参加するために入会した中学生の個人
- (5) ジュニア会員（小学生以下） この法人の事業に参加するために入会した中学生未満の個人

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（年会費）

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡したとき。
- (3)会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（抛出金品の不返還）

第12条 既納の年会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

（種別及び定数）

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 5人以上15人以内
- (2)監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、当該任期の末日後の最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、クラブマネージャーその他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散及び合併
- (3)事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4)事業報告及び活動決算
- (5)役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6)年会費の額
- (7)借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）の借入れその他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8)事務局の組織及び運営
- (9)その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3)第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決し、又は表決を委任した正会員は、前2条、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
- (2)正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3)審議事項
- (4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された資産

(2)年会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収益

(5)事業に伴う収益

(6)その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 44 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときには、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3)正会員の欠亡
- (4)合併
- (5)破産手続開始の決定
- (6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち総会の議決を経て選定した者に帰属するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の広告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	高山 千史
副理事長	榎本 孝
副理事長	坂口 和朗
理事	伊藤 満
理事	幸 久稔
監事	長山 隆

監事 池山みどり

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 28 年 5 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

会員種別	年会費	半期会費（10 月以降）
一般会員（19 歳～64 歳）	3,000 円	1,500 円
シニア会員（65 歳以上）	2,000 円	1,000 円
ユース会員（高校生）	1,000 円	500 円
ジュニア会員（中学生）	1,000 円	500 円
ジュニア会員（小学生以下）	1,000 円	500 円

附 則

1 この定款は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。（公告の方法）